



鳥取県公報

平成 30 年 11 月 26 日(月)
号外第 90 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管規則 鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則 (3) 2

選 管 規 則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会規則第3号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20号様式の2及び3を次のように改める。

2 衆議院（比例代表選出）議員選挙における投票所内のその他適当な箇所の掲示について

年 月 日執行							
衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示				選挙管理委員会			
(ふりがな) 名簿届出政党等の名称							
(ふりがな) 略 称							
名簿登載者の氏名及び当選 人となるべき順位	順位	(ふりがな) 氏 名	順位	(ふりがな) 氏 名	順位	(ふりがな) 氏 名	

備考

- 1 名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第百七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。また、名簿登載者の氏名等は、当選人となるべき順位に従い、右から順に記載し、掲示すること。
- 2 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、名簿による候補者の届出書の記載に従って、振り仮名を付すこと。

3 参议院（比例代表選出）議員選挙における投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所の掲示について

年 月 日 執行 参议院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示						選挙管理委員会	
(ふりがな) 名簿届出政党等の名称		(ふりがな) 略 称		(ふりがな) 氏名		優先的に当選人となるべき候補者	
順位	氏 名	順位	氏 名	順位	氏 名	順位	氏 名

備考

- 1 名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。また、優先的に当選人となるべき候補者の氏名等は、その順位に従い、右から順に記載し、掲示すること。
- 2 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、名簿による候補者の届出書の記載に従って、振り仮名を付すこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。